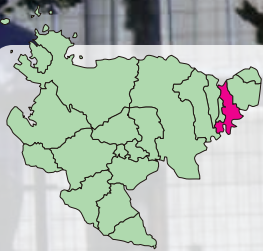


共済さがみ

令和7年
3月号

No.370

令和7年
3月27日発行



さがみまち紹介 (みやき町)

みやきなでしこクラブ

みやき町を拠点に活動する女子サッカーチーム。地域に愛され社会に貢献できるチームを目指し、日々練習に励みながら、地域における健康づくりや交流などのため巡回サッカー教室やイベント参加も行っています。2025年度は佐賀県リーグでがんばります！



P2 **さがみまち紹介** みやき町

P4 新組合会議員のご紹介

P5 入学貸付・修学貸付のご案内

P6 令和7年度の短期(医療)給付財源率(掛金・負担金率)の変更

P8 特定健康診査、特定保健指導の実施状況

P9 令和7年度の福祉事業の財源率の変更

P10 育児休業支援手当金・育児時短勤務手当金の創設

P12 老齢厚生年金の請求手続き等

P14 令和7年度の年金額は 1.9%の引上げ/

こころとからだの健康相談

P15 交通事故等(第三者行為)に伴う医療機関等の受診の際の注意/

整骨院・接骨院のかかり方と施術内容調査

P16 マイナ保険証への移行に係る各取扱い

P18 被扶養者の資格調査へのご協力お礼

P19 被扶養者の異動手続き/

令和7年度の任意継続組合員の掛金率の変更

P20 貯金の利率の変更、臨時積立のご案内/職員募集のお知らせ

優しさあふれる心豊かなまち

みやき町

自然とともにゆったり過ごせるみやき町。
だんだんとあたたかくなり、桜のつぼみがほころぶ時期を迎えています。
お花見シーズンに入りますが、今回は桜のあとの季節に咲くお花をご紹介します。
(写真提供：みやき町観光協会、一般社団法人ふるさと振興協会)

初夏を彩るハスの花



約 9,700 m²の蓮池がある千栗土居公園。
6月下旬から8月初旬にかけて
二千年蓮や舞妃蓮などが開花します。
ハスは朝が見頃で、おさんぽにぴったり。

秋に咲くヒマワリ

11月に1か月だけ開園する山田ひまわり園。
約10万本のヒマワリが棚田に咲き渡ります。
暮秋の深い空の色とハゼやケイトウの赤に
ヒマワリが一層映えます。



寄らんね 食べんね

築100年の酒蔵は
国の登録有形文化財

天吹酒造の日本酒 ▶

300年の歴史を持つ天吹では
花酵母を使ってお酒をつくります。
花の種類によって異なる
味わいや香りがたのしめます。



◀ 幸福を招く綾部のぼたもち

たっぷりのこしあんからもっちりもちを発掘！
綾部八幡神社の参道で販売されており
ほどよい甘さが好評です。

六田旭豆本舗の大豆スイーツ ▶

伝統から生まれた「美味しすぎる」シリーズ。
軽い食感で何個でも食べられます。
ころんとかわいいまんまるは手仕上げのたまもの。



◀ 毎月開催！みやきマルシェ

県内外からの出店はもちろん、
ステージイベントやコラボも人気。
会場の市村清記念メディカルコミュニティ
センターにはアンテナショップも。
町内の名産品だけでなく、筑後川流域の
「いいモノ」を取り揃えています。



新組合会議員のご紹介

任期満了に伴う組合会議員の選挙が昨年11月13日に行われ、次の方々が新議員として選出されました。

また、昨年11月25日に行われた役員の任期満了に伴う選挙において、横尾俊彦氏(多久市長)が理事長に再選されました。

理事長をはじめ、議員になられた方々をご紹介します。

議員の任期は、令和6年12月1日から令和8年11月30日までの2年間で、この間共済組合の事業運営にご尽力いただくこととなります。

役員



理事長
横尾 俊彦
(多久市長)



理事長職務代理者
短期給付対策委員会会長
水川 一哉
(大町町長)



理事
小松 政
(武雄市長)



監事
向門 慶人
(鳥栖市長)



理事
夏秋 俊男
(佐賀市)



理事
新家 正浩
(唐津市)



理事
溝口 康孝
(白石町)



監事
市丸 賢正
(多久市)

市町村長議員



坂井 英隆
(佐賀市長)



峰 達郎
(唐津市長)



短期給付対策
委員会委員
村上 大祐
(嬉野市長)



短期給付対策
委員会委員
武廣 勇平
(上峰町長)

職員議員



短期給付対策
委員会委員
岩野 勤
(伊万里市)



短期給付対策
委員会委員
白川 直人
(嬉野市)



短期給付対策
委員会委員
森 ひとみ
(神崎市)



江上 真太郎
(基山町)

入学貸付・ 修学貸付のご案内



年利
1.26%

共済組合では、入学金や授業料等のために必要な資金について貸付けを行います。ぜひご利用ください。

貸付の種類	《 入 学 貸 付 》	《 修 学 貸 付 》
貸付利率	年1.26%(令和7年3月現在) ※ 変動利率	
貸付の事由	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、入学する場合	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、修学している場合
対象学校	○ 学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校及び外国の国内の貸付対象となる学校に相当する学校	
貸付限度額	○ 給料月額6ヵ月分の範囲内 最低額10万円から5万円単位で最高限度額200万円	○ 最高限度額180万円(3月貸付時) 最低額10万円から5万円単位で申込月の限度額の範囲内 例) 9月貸付の限度額 90万円 月当たり15万円 ×6(当該年度10月～3月の月数)
償還方法	○ 元利均等償還 ○ 貸付を受けた月の翌月から償還開始	○ 元利均等償還 ○ 修学期間中は、元金の償還を据置き、利息のみの償還 ※ 修学期間中も元利償還申出可能
提出書類	○ 貸付申込書 ○ 借用証書(印鑑登録証明書添付) ○ 借入状況等申告書 ○ 対象者の戸籍抄本(組合員の被扶養者である場合は不要)	
	○ 合格通知書(写)、または入学許可証(写) ○ 入学費用明細書…確認できる書類を添付 ○ 入学案内(写)、または入学時納入金払込領収書(写)	○ 在学証明書(申込み年度の4月1日以降発行分) ※ 4月4日までの申込みについては、入学前は「合格通知書(写)」、進級前は「進級前の在学証明書」を申込み時に提出し、4月中に「該年度の在学証明書」と差替えます。 ○ 修学費用明細書…確認できる書類を添付
申込日及び貸付日	毎月5日までに申込み、毎月月末交付 ※ 入学貸付については、申込みが費用の支払い前であれば、随時交付も可能です。	

◆ 貸付けを希望される方は、所属所の共済組合事務担当者へご連絡をお願いします。

借入状況等の申告について

共済組合及び他の金融機関等からの借入金に対する償還予定額の合計が、給料の30%に相当する額を超える等の申込みについて、共済組合は貸付けを行いません。

貸付けを申し込む際は、自身の借入状況を把握し、「借入状況等申告書」にて正しく申告を行ってください。

なお、共済組合以外からの借入金に係る申告については、その確認書類(「償還予定表」、「残高証明書」等)の添付をいただきます。また、以前に共済組合から貸付けを受けた方が新規の貸付けを申込みの場合、先に申告済のものを含む全ての借入金について最新の状況を確認しますので、「完済通知書」等、発行された書類は大切に保管しておいてください。

令和7年度の短期(医療)給付財源率

短期(医療)給付の所要財源率の引下げ

令和7年度の短期給付事業は、医療費の増加が予想される一方で、標準報酬等の増加が見込まれるため、令和6年度の所要財源率119.32%から、4.7%引下げ、114.62%に設定し事業運営を行うことになりました。

短期掛金率・負担金率(%)

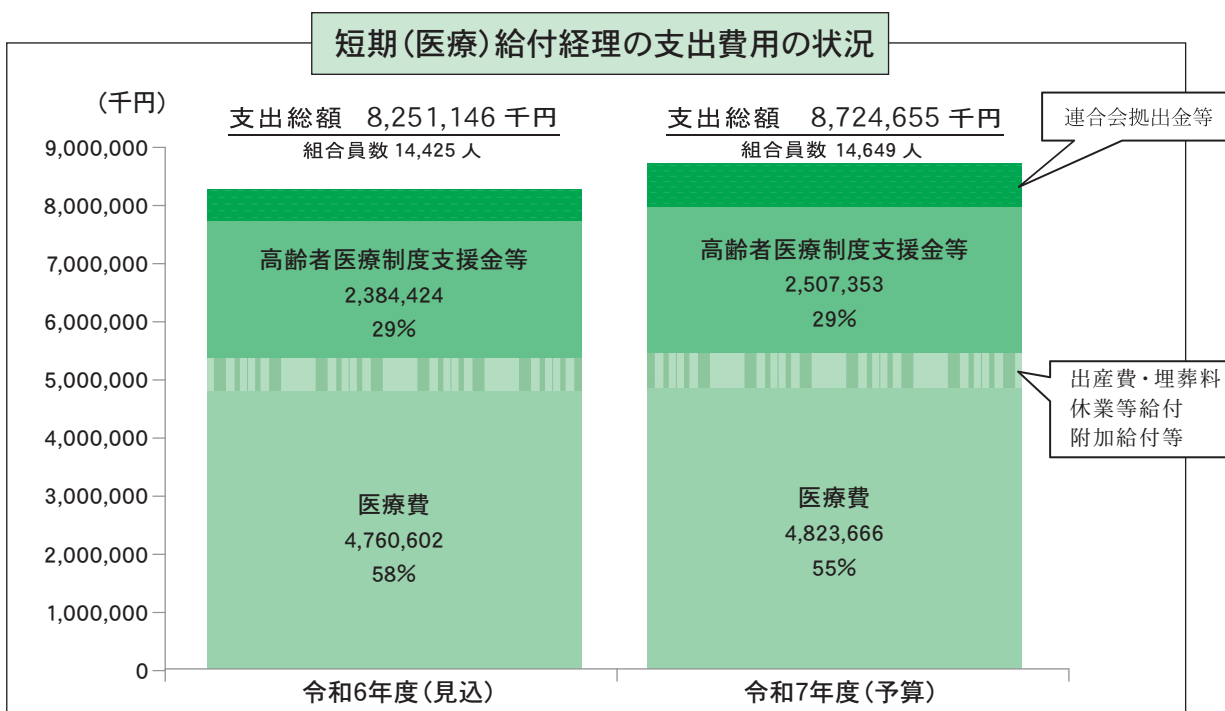
掛金率	負担金率
51.585 (1.535減)	57.31 (2.35減)

● 医療費は増加傾向

令和7年度の医療費は、令和6年度の医療費の状況、組合員数の動向を基に推計し、令和6年度より約6千3百万円(1.3%)の増加を見込んでいます。

● 高齢者医療制度に対する支援金等の負担は増加

共済組合は、75歳以上の医療費の運営に係る現役世代の負担として、「後期高齢者支援金」を、65歳から74歳の医療費に係る医療保険者間の財政調整として「前期高齢者納付金」、その他を負担しており、その合計額は、令和6年度より約1億2千万円増加し、25億円以上の大きな負担となっています。



介護掛金・負担金率の引下げ

令和7年度は、標準報酬総額が増加するため、収支均衡を図るよう、1.78%引下げ、14.7%に設定し事業運営を行うことになりました。

介護掛金率・負担金率(%)

掛金率	負担金率
7.35 (0.89減)	7.35 (0.89減)

(掛金・負担金率)が変更になります

共済組合の今後の取組

短期給付事業の財政状況は、大変厳しい状況となっておりますが、みなさんの現役時代における疾病予防・早期発見・早期治療による健康の保持が、高齢期の医療費増加の抑制策となります。

そこで、共済組合では、令和6年度に引き続き以下の点について重点的な対応を行っていくこととしております。

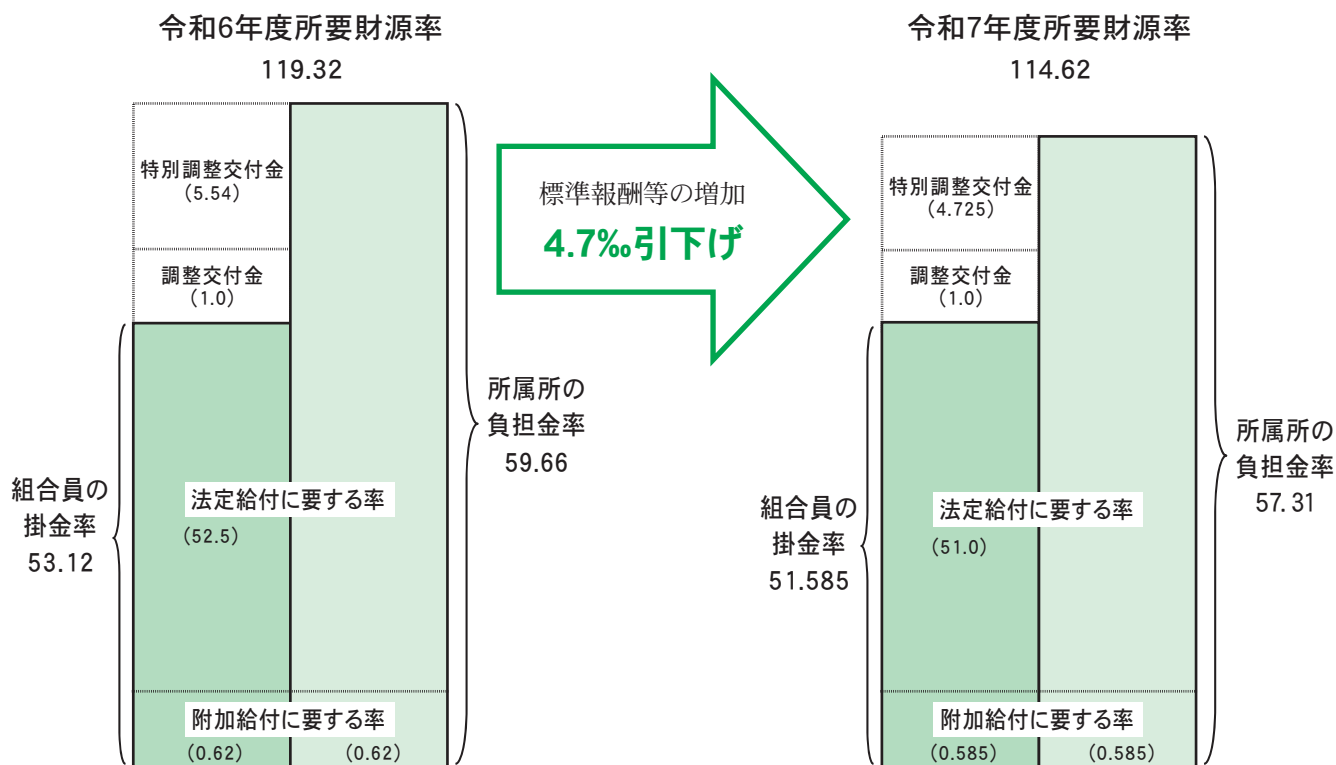
生活習慣病、呼吸器系疾患、歯科疾患の予防の促進及び医療費増高対策

- ・健診の結果とレセプトデータを基に分析（データヘルス計画）を行い、組合員・職場の健康づくりを推進します。
- ・過去の実績を参考に所属所訪問によるコラボヘルス事業を実施します。
- ・「インフルエンザ予防接種助成事業」を引き続き行います。
- ・ジェネリック医薬品の利用促進を行います。
- ・柔道整復師の施術にかかる療養費の適正化への取組を行います。
- ・「歯科健診」の実施による歯科疾患の予防対策を行います。
(令和7年度実施地区:佐賀市)
- ・シニア世代向け健康サポートを行います。

今後も、短期給付の「財政安定化」に向けて、各所属所と連携をとりながら、これまで以上に医療費増高対策に努めていきますので、組合員のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

令和7年度 短期給付の掛金・負担金率(%)

当共済組合においては、令和7年度は全国市町村職員共済組合連合会が行う、「短期給付財政調整事業」及び「短期給付特別財政調整事業」の適用を受け、組合員の**掛金**の負担軽減を図ることになります。



注1 全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付財政調整事業」により法定給付に係る所要掛金率が交付基準率51.0%（令和7年度）を超える組合に「調整交付金」が交付される。

注2 全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付特別財政調整事業」により法定給付に係る所要掛金率が52.0%（令和7年度）以上となる場合は、総務大臣から「特別調整組合」の認定を受け、「特別調整交付金」が交付される。

令和5年度 特定健康診査・特定保健指導の実施率

令和5年度特定健康診査受診率(組合員：国への報告値)

	受診率
佐賀中部広域連合	99.6%
小 城 市	99.2%
鳥栖・三養基地区消防事務組合	98.7%
伊万里・有田消防組合	98.6%
玄 海 町	98.2%
佐賀西部広域水道企業団	98.0%
佐賀東部水道企業団	97.9%
嬉 野 市	97.5%
太 良 町	97.1%
杵藤地区広域市町村圏組合	96.2%
伊万里・有田地区医療福祉組合	96.2%
唐 津 市	96.1%
有 田 町	96.0%
み や き 町	95.0%
全 体	93.4%
佐 賀 市	92.5%
基 山 町	92.4%
武 雄 市	92.2%
鳥 栖 市	92.0%
鹿 島 市	91.8%
伊 万 里 市	91.2%
神 埼 市	90.8%
大 町 町	90.6%
上 峰 町	89.9%
吉野ヶ里町	89.3%
白 石 町	88.9%
江 北 町	88.6%
多 久 市	79.9%

● 特定健康診査

40歳以上74歳未満の方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病のリスクがある方を抽出します。

● 特定健康診査受診率(実績と目標)

令和5年度の各所属所の組合員に係る受診率は左上の表のとおりです。(対象者が少ない所属所は除く。)組合員、被扶養者等の実績と目標値は次のとおりです。

受診率 (%)	5年度実績	5年度目標
組 合 員	93.4	97.0
被 扶 養 者 等	41.4	59.1
全 体	83.8	90.0

※ 令和5年度は目標を達成できませんでした。

● 特定保健指導

特定健康診査に基づき生活習慣病のリスクがある方で生活習慣改善により予防が期待できる方に特定保健指導の実施を依頼します。

● 特定保健指導実施率(実績と目標)

令和5年度の各所属所の組合員に係る実施率は左下の表のとおりです。(対象者が少ない所属所は除く。)組合員、被扶養者等の実績と目標値は次のとおりです。

実施率 (%)	5年度実績	5年度目標
組 合 員	31.3	/
被 扶 養 者 等	12.3	
全 体	30.6	45.0

※ 令和5年度は目標を達成できませんでした。

- 特定保健指導の利用がない、または国への報告時(令和6年10月末)に終了者がいない所属所(実施率0%)

吉野ヶ里町

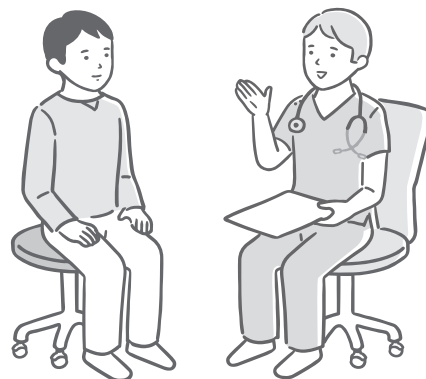
令和5年度特定保健指導実施率(組合員：国への報告値)

	実施率
江 北 町	66.7%
伊万里・有田地区医療福祉組合	63.0%
み や き 町	56.1%
小 城 市	53.4%
唐 津 市	49.4%
武 雄 市	45.6%
佐賀東部水道企業団	40.0%
鹿 島 市	38.9%
嬉 野 市	38.6%
佐賀西部広域水道企業団	37.5%
佐 賀 市	34.9%
全 体	31.3%
伊 万 里 市	29.9%
基 山 町	29.2%
有 田 町	23.5%
鳥栖・三養基地区消防事務組合	22.2%
大 町 町	20.0%
玄 海 町	18.5%
多 久 市	14.0%
杵藤地区広域市町村圏組合	13.6%
鳥 栖 市	13.4%
佐賀中部広域連合	12.2%
上 峰 町	9.1%
白 石 町	7.9%
神 埼 市	7.0%
太 良 町	5.7%
伊万里・有田消防組合	3.8%

● 令和6年度分の特定保健指導のご案内

令和6年度中の特定健診結果による特定保健指導は、本年5月頃まで対象者の方に利用の案内を行う予定です。特定保健指導については、医療機関等に出向いて受けていただく方法だけでなく、利用しやすい日時を選択可能な「自宅訪問式またはWEB方式での特定保健指導」も行っております。

特定保健指導を利用する場合、動機付け支援であれば約1万円、積極的支援であれば約3万円の費用が発生しますが、全て共済組合が負担しています。特定保健指導を受けて得することはあっても、損することはありません。案内が届いた方はぜひご利用ください。



※ 特定健診・特定保健指導は、各年度4月1日時点で資格を有し、かつ翌年3月31日まで継続して加入が見込まれる組合員及び被扶養者のうち、当該年度中に40歳から75歳になられる方を対象としているため、年度途中で他の医療保険に加入あるいは脱退等、加入している医療保険に異動があった方については、その年度は特定健診・特定保健指導の対象外となりますのでご注意ください。

● 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率と後期高齢者支援金

特定健康診査受診率、特定保健指導実施率及びその他指標による評価で、後期高齢者支援金に加算・減算が行われます。加算対象となった場合は、共済組合が支払う後期高齢者支援金に最大10%加算が行われ、財源率(掛金率・負担金率の合計)が引き上げられることで、組合員のみなさんの家計に影響を与える可能性があります。

当組合は、令和4年度の実績により、令和5年度の減算対象の基準に該当したため、2年連続で後期高齢者支援金の減算が行われる見込みです。引き続き組合員・被扶養者のみなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

令和7年度から福祉事業の財源率を引き上げます

共済組合では、組合員及び被扶養者の健康の保持増進を図るため各種事業を実施しておりますが、組合員及び被扶養者数の増加等により、令和5年度決算で単年度損失金が大幅に増加し、今後もこの状況が継続することが見込まれました。保健事業の見直し等を含め協議を行った結果、現行の助成事業等の水準を維持するため、福祉事業(保健事業)の財源率を引き上げることとなりました。

つきましては、令和7年度から福祉事業の財源率を次のとおり変更しますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆ 福祉事業(保健事業)財源率

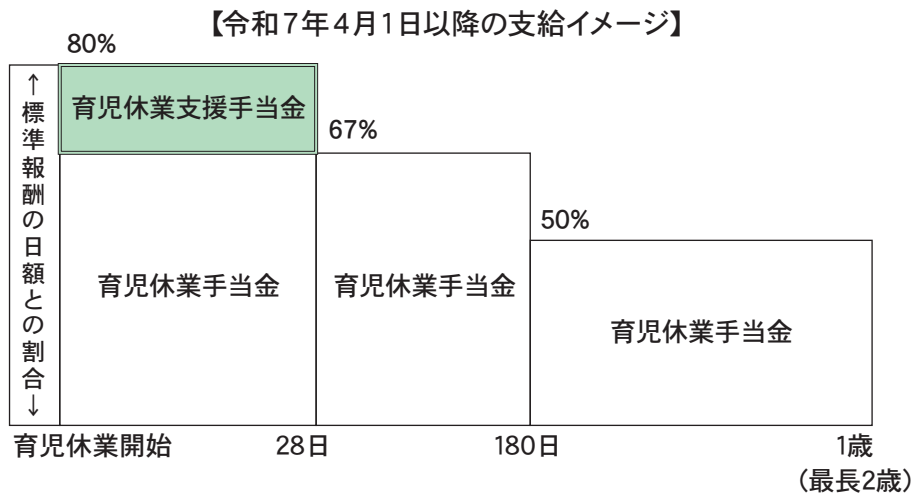
	現行	改正後 (R7.4~)
財源率	2.4%	2.88%
掛金率	1.2%	1.44%

令和7年4月から育児休業等に係る新たな給付が始まります

「令和7年4月1日以降に育児休業を開始する方」に対し、
現行の育児休業手当金に加えて、新たに「育児休業支援手当金」が支給されます

◎ 支給額

最大28日間、標準報酬の日額の13%が支給されます。この場合、従来の育児休業手当金と合計で育児休業等の給付額は標準報酬の日額の80%相当になります。



◎ 支給要件

組合員が、次の①及び②のいずれにも該当する必要があります。

- ① 対象期間^注内の育児休業等が、通算して14日以上(土日を含む。)あるとき
- ② 組合員の配偶者が当該育児休業等に係る子について配偶者育児休業等をしたとき
(子の出生後56日以内の期間において、通算して休業等が14日以上(土日を含む。)ある場合に限る。)

なお、次のいずれかに該当する場合は、上記①の要件に該当すれば支給されます。

- ア 組合員に配偶者がいない場合や配偶者と子に法律上の親子関係がない場合
- イ 配偶者が雇用保険法の適用事業に雇用される労働者でない場合
- ウ 配偶者が当該育児休業等に係る子の出生後56日以内の期間において、労働基準法の規定による休業その他、これに相当する休業(産後休業等)をした場合
- エ ア～ウの場合のほか、配偶者が当該育児休業に係る子を養育するための休業をすることができない場合

注：対象期間は、次のいずれかの期間になります。

- A 組合員が産前産後休業等をしなかった場合
・出生の日から起算して56日を経過する日の翌日まで
- B 組合員が産前産後休業等をした場合
・出産予定日に出生した場合は、出生日から起算して112日を経過する日の翌日
・出産予定日前に出生した場合は、出生日から起算して、出産予定日以後112日を経過する日の翌日
・出産予定日後に出生した場合は、出産予定日から起算して、出生日以後112日を経過する日の翌日

★支給対象とならない場合

- 雇用保険法の規定による同様の給付を受けることができるときは、共済組合から育児休業支援手当金の支給を受けることができません。
- 次のいずれかに該当する育児休業等については、育児休業支援金手当は支給されません。

同一の子についての

- i) 組合員が複数回の育児休業等を取得することについて妥当である場合として、総務省令で定める場合に該当しない場合の2回目以後の育児休業等
- ii) 組合員が5回以上の育児休業等をした場合の5回目以後の育児休業等
- iii) 組合員がした育児休業等ごとに、育児休業等の開始から終了までの日数を合算して28日(土日を除く。)に達した日後の育児休業等

「令和7年4月1日以降に育児時短勤務をした場合」、

支給対象月について「育児時短勤務手当金」が支給されます

◎ 支給額

育児時短勤務中の「支給対象月」に支払われた報酬の額の10%が支給されます。

ただし、次のとおり、支給額(率)について調整される場合があります。

- ・報酬の月額と「育児時短勤務手当金」との合計額が雇用保険法に定める支給限度額(459,000円)を超える場合は、支給限度額と報酬の月額の差額が支給されます。
- ・支給対象月の報酬の月額が、その月の標準報酬月額90%以上100%未満の場合、10%から一定の割合で減額するよう総務省令で定める率で算出した額が支給されます。
- ・標準報酬の月額が、雇用保険法で定める額に30を乗じた額(基準報酬月額相当額)を超える場合は標準報酬の月額を基準報酬月額相当額に置き換えて率を算出し、支給します。(現在、標準報酬月額500,000円以上が該当)

◎ 支給要件

組合員が、「育児時短勤務」をした場合に支給

「育児時短勤務」とは、組合員が、2歳に満たない子を養育するため勤務時間を短縮する勤務として総務省令で定める勤務をいいます。

「支給対象月」は、組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月です。ただし、次のいずれにも該当する場合に限りです。

○月の初日から末日まで引き続いて組合員であった。

○育児休業手当金又は介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月である。

★支給対象とならない場合

- ・支給対象月の報酬の月額が雇用保険法に規定する支給限度額以上であるときは支給されません。
- ・育児時短勤務手当金の額として算出された額が、雇用保険法に定める額(現在2,460円)の80%を超えないときは、支給されません。
- ・同一の育児時短勤務について、雇用保険法の規定による同様の給付を受けることができるときは共済組合からは支給されません。

令和7年4月1日から育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件と手続きの厳格化が実施されます

育児休業手当金支給期間延長に係る申出については、これまでの確認に追加して、**速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望していると共済組合が認める場合**に限られます。

令和7年4月1日以降に育児休業に係る子が1歳に達する場合(※)または1歳6ヵ月に達する場合に育児休業手当金の支給延長の申出を行う際に、改正後の添付書類が必要になります。要件を満たすことが確認できない場合、育児休業手当金は支給されません。

〔※ パパ・ママ育休プラス制度適用によって支給期間の末日が1歳到達日以降となっている場合は、支給期間の末日と読み替えます。〕

○確認書類+(追加する書類)

市町村発行の「入所保留通知書」等

+ (本人が記載する申告書、保育所等の利用申込を行った時の申込書の写し)

○追加の要件(認められないもの)

- ×合理的な理由なく自宅または勤務地から遠い施設のみに申し込んでいる。
- ×入所保留となることを希望して申し込んでいる。

老齢厚生年金の請求手続き等について

老齢厚生年金（退職共済年金）の支給開始年齢は、次の表のとおりとなっており、これから退職される多くの方については、退職の時点で老齢厚生年金の受給権が発生していない状態となっています。

今回は、支給開始年齢到達による老齢厚生年金の請求手続き等について説明します。

【支給開始年齢】

一般組合員

生年月日	支給開始年齢
S 28.4.1以前	60 歳
S 28.4.2 ~ S 30.4.1	61 歳
S 30.4.2 ~ S 32.4.1	62 歳
S 32.4.2 ~ S 34.4.1	63 歳
S 34.4.2 ~ S 36.4.1	64 歳
S 36.4.2以後	65 歳

特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢
S 34.4.1以前	60 歳
S 34.4.2 ~ S 36.4.1	61 歳
S 36.4.2 ~ S 38.4.1	62 歳
S 38.4.2 ~ S 40.4.1	63 歳
S 40.4.2 ~ S 42.4.1	64 歳
S 42.4.2以後	65 歳

※ 特定消防組合員…消防司令以下の消防職員であった方で、60歳時点(60歳よりも前に退職したときは退職時)まで引き続き20年以上消防職員として在職していた組合員

● ワンストップサービスと年金の請求手続き

厚生年金に関する手続き等は、年金事務所や各都道府県の共済組合など、受給権者の望むいずれか一つの窓口で行うことができます。これを「ワンストップサービス」といいます。

請求書は、老齢厚生年金の受給権発生日の属する月の3ヵ月前に、**最後に加入していた実施機関**から自宅あてに送付されますので、請求書が届きましたら内容を確認し、**受給権発生日(受給開始年齢誕生日の前日)以後に**、必要書類とともに提出してください。

なお、種別の異なる厚生年金被保険者の加入期間がある方については、種別ごとに老齢厚生年金の裁定と支給が行われます。

【一元化後の被保険者の種別と実施機関】

被保険者の種別	対象者	実施機関
第1号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合等の短期組合員 民間サラリーマン等 (第2～4号以外の者)	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合連合会等
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方職員共済組合 公立学校共済組合、警察共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 東京都職員共済組合
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

※ 退職された後に住所や氏名を変更された場合は、年金の請求書を送付することができませんので、共済組合年金課までご連絡ください。

お問合せ：共済組合 年金課 TEL 0952-29-0333

● 再就職したとき

老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者、国会議員・地方議会議員になられたとき、賃金（議員報酬）や年金の合計額が一定の基準を超える場合、年金の全部または一部が支給停止されます。

年金 = 老齢厚生年金の年額（加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。）の1/12
※ 公務員以外の期間の老齢厚生年金がある場合、すべての年金額を合算します。

賃金 = 「標準報酬月額等」と「過去1年間の賞与等の1/12」の合計

年金 + **賃金** > 51万円 → 支給停止額（月額） = （**年金** + **賃金** - 51万円） × 1/2

※ **年金** + **賃金** が51万円以下の場合、支給停止額は0円となります。

（注） 51万円は令和7年度の基準額です。今後、物価、賃金等の変動により改正される場合があります。

● 雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付（基本手当等）を受給すると、その失業給付の受給額に関係なく、受給期間中は老齢厚生年金が支給停止になります。

失業給付の申請は、給付額と年金額を比較して、慎重にご検討ください。

● 年金を繰上げて受給するとき

支給開始年齢が61歳以降に引上げられた方で、一定の要件を満たした方は、60歳以降支給開始年齢に達する前に、老齢厚生年金を繰上げて受給することができます。その場合は、国民年金の老齢基礎年金の繰上げも同時に行うこととなります。繰上げによる減額率は、1月につき0.4%です。（昭和37年4月1日以前生まれの方は、1月につき0.5%となります。）

なお、在職中は年金の一部または全部が支給停止となる場合がありますので、繰上げ請求をされる場合は、退職日以降に行われるほうが有利になると考えられます。

また、生年月日や性別、消防特例・障害者特例の有無等により、繰上げ受給の方法が異なりますので、繰上げを検討されている方は、共済組合金課または最寄りの年金事務所にご相談ください。

【老齢厚生年金等と老齢基礎年金を繰上げ請求した場合の減額割合の目安】

○一般組合員

生年月日	支給開始年齢	繰上げ請求年齢				
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
S34.4.2～ S36.4.1	64歳	24%	18%	12%	6%	—
		30%	24%	18%	12%	6%
S36.4.2～ S37.4.1	65歳	30%	24%	18%	12%	6%
		30%	24%	18%	12%	6%
S37.4.2～	65歳	24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
		24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
分岐点（～S37.4.1生）		77歳	78歳	79歳	80歳	81歳
分岐点（S37.4.2生～）		81歳	82歳	83歳	84歳	85歳

○特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢	繰上げ請求年齢				
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
S34.4.2～ S36.4.1	61歳	6%	—	—	—	—
		30%	24%	18%	12%	6%
S36.4.2～ S37.4.1	62歳	12%	6%	—	—	—
		30%	24%	18%	12%	6%
S37.4.2～ S38.4.1	62歳	9.6%	4.8%	—	—	—
		24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S38.4.2～ S40.4.1	63歳	14.4%	9.6%	4.8%	—	—
		24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S40.4.2～ S42.4.1	64歳	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	—
		24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S42.4.2～	65歳	24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
		24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
分岐点（～S37.4.1生）		77歳	78歳	79歳	80歳	81歳
分岐点（S37.4.2生～）		81歳	82歳	83歳	84歳	85歳

表中の割合について

上段：老齢厚生年金等の減額の割合
 下段：老齢基礎年金の減額の割合

※ 分岐点とは、通常に受け取った場合と繰上げた場合との年金額の累計額がほぼ同額となる年齢です。
 なお、分岐点には個人差がありますので注意してください。

<繰上げ請求の主な注意点>

- ・一度請求すると、生涯減額された年金額となります。
- ・加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。
- ・事後重症による障害厚生（基礎）年金や寡婦年金は受けられません。

令和7年度の年金額は1.9%の引上げ

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和7年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(2.3%)を用いて改定します。

ただし、マクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)が行われるため、令和7年度の年金額の改定率は1.9%となります。

令和7年度の参考指標

・物価変動率	・・・	2.7%
・名目手取り賃金変動率	・・・	2.3%
・マクロ経済スライドによるスライド調整率	・・・▲	0.4%

こころとからだの健康相談

専門知識を持った有資格者と電話、面接(メンタルヘルスのみ)により健康・メンタルヘルスに関する相談ができます。

電話料、相談料及び「みんなの家庭の医学」の利用料は無料、面接カウンセリングは年間5回まで無料で相談が受けられます。

気になる症状・病気、育児や介護の不安、こころの不調など、困った事があれば一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

フリーダイヤルからも健康相談をご利用いただけます。 相談無料 プライバシー厳守



0120-736-226

からだの相談 | 24時間365日 こころの相談 | 平日9:00-21:00 土曜10:00-18:00(日・祝・1/1・2・3休) 受付

利用対象者 | 電話・WEB相談: 全組合員と2親等までのご家族 面接相談(こころの相談): 全組合員と同居の2親等、別居の1親等までのご家族

「みんなの家庭の医学」アプリ・WEBからも相談が可能。情報もたくさんあります。

どの医療情報を信頼してよいかわからないとき



家庭の医学+

科学的根拠にもとづいた医療・健康情報を、病名・症状から検索可能。医療機関検索では、所在地からや専門医・外国語対応機関についても検索できます。

体調の不安を感じたとき気軽に相談する相手がない



みんなのお悩みQ&A

多くの方からいただくご相談をQ&Aとして掲載。自分の悩みに近い相談事例が見つかります。人に聞きづらいお悩みの解決にもご活用ください。

ちょっと気になる健康情報、旬のネタを知りたい



Newsトピックス

子どものこと、感染症のこと、健康トピビアや人に聞きにくい話まで、こころとからだの気になる健康時事ネタが閲覧できます。

アプリの中でワタシが毎日アドバイスシマス



Google Play
で手に入れよう



App Store
からダウンロード

団体コード 32410417

●みんなの家庭の医学はご利用時に個人登録と団体登録(団体コード)が必要です●すべてのサービスは無料でご利用になれます。(通信料金は利用者負担)●本サービスは株式会社保健同人フロンティアに委託・運用しています。

佐賀県市町村職員共済組合

WEB版 kateinoigaku.jp/

交通事故など（第三者行為）に伴う医療機関等の受診で、マイナ保険証等を使用するときは、必ず共済組合にご連絡ください。 必要な手続き書類を送付します。

（地方公務員等共済組合法施行規程第103条）

給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、給付の支給を受けようとする者は、（略）損害賠償申告書を組合に提出しなければならない。

全額自費診療または全額保険会社負担の場合は、報告不要です。

第三者行為による傷病とは、他人（第三者）による加害行為で起こったケガや病気のこと

交通事故



（運転中の車同士の場合の他、
自損事故車同乗中も含まれます。）

暴力行為



他人の飼い犬にかまれた



など

これらのときに、共済組合の保険給付上、組合員または被扶養者を被害者、相手方を加害者として取り扱います。（交通事故で、相手方の過失が認められれば、組合員または被扶養者のほうの過失割合がより高い場合であっても、同様に取り扱います。）

第三者行為による傷病については、加害者が被害者に対して損害賠償する責任を負います。

しかし、第三者行為に伴う医療機関等の受診において、マイナ保険証等を使用された場合、共済組合は、医療費の7割または8割額（及び高額療養費）を立て替えることになり、その後、立て替えた医療費について、被害者に代わって加害者や保険会社に損害賠償請求を行うこととなります。

なお、仕事や通勤途中のケガや病気については、共済組合の保険給付は受けられません。

整骨院、接骨院のかかり方と施術内容調査について

○ 保険適用	× 保険適用外（全額自己負担）
<ul style="list-style-type: none"> 急性などの外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等）、骨折、脱臼 ただし、骨折や脱臼については、医師の同意が必要（応急処置を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活からくる疲労、肩こり、腰痛、体調不良、スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛 疲労回復や慰安目的のあん摩、マッサージ代替りの利用 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど）からくる痛み、こり 脳疾患後遺症等の慢性病や症状の改善が見られない長期の治療 過去の交通事故等による後遺症、仕事や通勤途中におきた負傷

施術内容調査の回答にご協力ください

共済組合では医療費適正化の一環として、整骨院等からの請求内容と実際に受けられた施術内容が一致しているか等を確認するため、組合員に施術内容の調査を行うことがあります。多頻度施術等の対象者に対し、令和7年度から委託業者（株式会社オックス）より文書を送付します。

なお、調査への回答をいただけない対象者については、「受領委任」の取扱いを中止して「償還払い」に変更する場合がありますのでご注意ください。

※「受領委任」…患者は施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求を行う。

※「償還払い」…患者は施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する。

マイナ保険証への移行に係る各取扱いについて

令和6年12月2日に組合員証・被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の新規発行が終了し、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みへ移行しました。この移行に伴う、各取扱いをお知らせします。

◆ 交付済みの組合員証等

令和6年12月1日までに交付された組合員証等をお持ちの方は、令和7年12月1日（その前に有効期限が到来する場合はその有効期限）まで使用することができます。

なお、氏名変更や紛失等による組合員証等の再交付はできませんので、マイナ保険証のご利用をお願いします。マイナ保険証をお持ちでない方については、「資格確認書」を交付します。

◆ マイナ保険証

令和6年12月2日以降は、マイナ保険証での受診が基本となります。健康保険証としての利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。マイナ保険証で受診することで「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」の提示が原則不要となります。

◆ 資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方には、新たにカード型の「資格確認書」を交付します。交付された「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで受診することができます。

「資格確認書」は、資格取得時や交付申請書等により交付対象者について随時交付します。

※ マイナ保険証をお持ちの方には、原則交付していません。

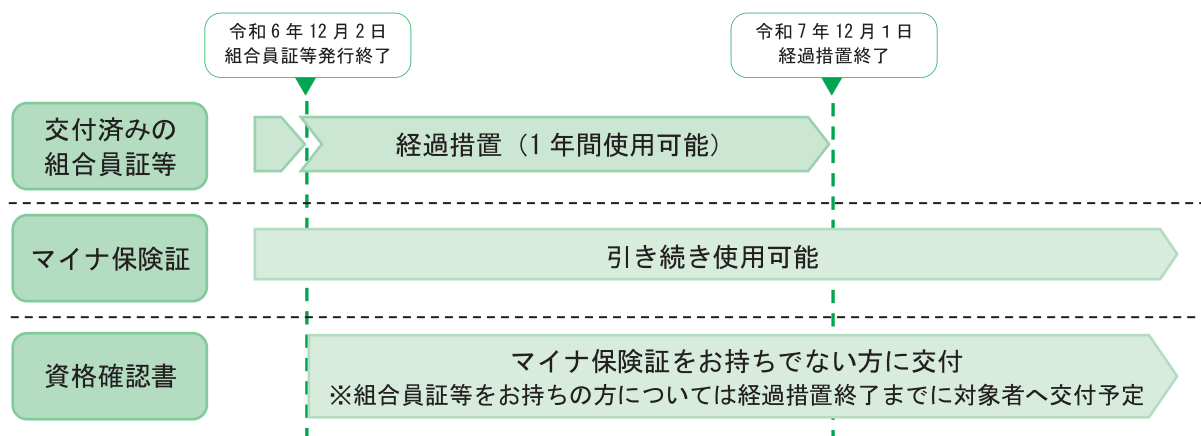
※ 組合員証等をお持ちの方については、令和7年12月1日までに対象の方へ交付する予定です。

◆ 資格情報通知書（資格情報のお知らせ）

資格を取得した際に、共済組合で登録した資格情報を記載した「資格情報通知書」を交付します。「資格情報通知書」は、ご自身の資格情報を把握する目的のほか、医療機関等の窓口でマイナ保険証の読取りができない場合に、マイナ保険証と併せて提示することで受診することができるものとなりますので、保管をお願いします。

また、資格情報通知書に記載の内容は、「マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）」でも確認することができます。同画面をマイナ保険証と併せて提示することでも受診することができます。

※ 資格情報通知書・マイナポータルの資格情報画面のみでは受診することはできません。



☆ 医療機関等でマイナ保険証の読取りができない場合は

マイナ保険証 + 資格情報通知書（資格情報のお知らせ） または マイナポータルの資格情報画面 を提示

お問い合わせ：共済組合 保健課 TEL 0952-29-0332

※ 各届書は所属所の共済組合事務担当課を通じてご提出ください。

◆ 個人番号を変更されたとき

マイナンバーカードの紛失・盗難等の理由により、個人番号が変更となった場合は、「個人番号変更届出書」をご提出ください。

◆ マイナ保険証の利用登録解除申請

マイナ保険証の利用登録の解除を希望される方は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」をご提出ください。申請の内容を確認し、「資格確認書」を交付します。ただし、組合員証等をお持ちの方に対しては、令和7年12月1日までに交付する予定です。

なお、マイナ保険証の利用登録解除後も、再度利用登録の手続きを行うことができます。

※ マイナ保険証の利用登録の解除は、**解除依頼を受付け共済組合が処理した日の翌月末日**となります。マイナポータルの「健康保険の利用登録の申込状況」から確認することができます。

◆ 共済組合等の宿泊施設の利用

全国市町村職員共済組合連合会、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合が運営する宿泊施設を組合員料金で利用する際、今後は次の方法により資格確認を行うこととなりました。

また、他の共済組合等が経営する宿泊施設の相互利用についても、同様の取扱いとなります。

資格
確認
方法

- ①マイナポータルの資格情報画面
 - ②資格確認書
 - ③資格情報通知書（資格情報のお知らせ）または①をあらかじめダウンロードしたもの
- ※ 組合員証等が有効な間は、引き続き資格確認に利用することができます。

「旅と宿」ホームページにて、各宿泊施設の詳細情報をご覧いただけます。
お申込みやお問合せは、各宿泊施設へ直接ご連絡ください。

<https://www.ctv-yado.jp/>

◆ 組合員資格取得届書及び被扶養者申告書の提出

組合員や被扶養者の資格情報の迅速かつ正確なデータ登録に向けた対応として、地方公務員等共済組合法施行規程が改正されました。

この改正により、組合員の資格取得や被扶養者の認定・取消について、**事実発生日から5日以内**に「**組合員資格取得届書**」や「**被扶養者申告書**」を共済組合へ提出することが必要となりました。すみやかに手続きが行えるよう添付書類のご準備等にご協力をお願いします。


なお、被扶養者の認定については、被扶養者の要件を備えた日から30日を過ぎて提出された場合、所属所長がその届出を受理した日（所属所長証明日）が認定日となり、遡っての認定はできませんのでご注意ください。

※ 出生や添付書類の取得等により5日以内の提出が困難な場合は、可能な限り早期の手続きをお願いします。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！

 **0120-95-0178** マイナンバー
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



被扶養者の資格調査へのご協力 ありがとうございました



昨年6月以降に実施しました被扶養者の資格調査につきましては、組合員のみなさんにはお忙しい中ご協力いただきありがとうございました。

さて、調査内容を確認した結果、収入の増加や異動に係る手続き漏れが判明し、被扶養者の資格を取り消す事例がいくつかありました。

遑って被扶養者の資格が取り消されると、その間医療機関等で受診された医療費等で、共済組合が負担した分については、組合員の方に返還していただくことになり、返還額が高額となるケースもあります。

組合員のみなさんには、被扶養者の認定要件をよくご理解いただくとともに、日頃から被扶養者に係る収入等の実態を把握していただき、取消の要件に該当した場合には、速やかに所属所の共済組合事務担当者に申し出ていただきますようお願いいたします。

調査で認定取消となった事例

■ 日額3,612円以上の失業給付を受給していた

・日額3,612円以上の失業給付を受給していたことを把握していなかったため、被扶養者の取消申告を行っていなかった。

■ 毎月の収入の3ヵ月平均額が108,334円以上になっていた

・毎月の給与収入の3ヵ月平均額が108,333円以下となるように就労していたが、賞与を12等分した額を毎月の給与収入額に加算すると、108,334円以上になってしまった。
・繁忙期で給与収入が他の月よりも高くなり、3ヵ月平均額が108,334円以上になってしまった。

■ 収入が130万円以上になっていた

・給与収入が130万円未満になるように就労していたが、通勤手当や残業代、賞与を含めると130万円以上になってしまった。
※ 収入130万円未満の収入とは、常時1年間の収入であり、暦年や年度ではありませんのでご注意ください。
・農業や事業等の収入から共済組合が認める必要経費を除いた結果、130万円以上になってしまった。
※ 税法上の所得とは異なります。所得税法上は必要経費として認められる経費でも、共済組合の被扶養者認定上では認められない経費（減価償却費、租税公課や接待交際費など）があります。

■ 年金の受給や増額改定により収入が180万円以上になっていた

・年齢到達により公的年金の受給を開始したことで、公的年金の年額と給与収入等を合計すると180万円以上になっていた。
※ 企業年金や年金基金も収入に含まれます。また、個人年金も必要経費を除いた額が収入に含まれます。
・65歳から老齢基礎年金を新たに受給したことにより、これまで受給していた老齢厚生年金等との合計額が180万円以上になっていた。
※ 遺族年金や障害年金も収入に含まれます。

■ 就職し社会保険等に加入していた

被扶養者に認定できない主な事由

- ① 共済組合の組合員、健康保険の被保険者、あるいはすでにそれらの被扶養者に認定されている場合
- ② 組合員以外の者が扶養手当を受けている場合
- ③ 年額130万円（月額108,334円）以上の恒常的な収入がある場合
※ 毎月の収入が不安定な方で、3ヵ月の給与収入の平均額が、108,334円以上となる場合も含む。
<公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する方及び60歳以上の方(以下「60歳以上の方等」という。))は、年額180万円(月額15万円)以上>
- ④ 雇用保険法に基づく手当及びこれに相当する給付の日額が3,612円以上の場合
<60歳以上の方等は、年金を含めて日額が5,000円以上>
- ⑤ 別居している父母等への組合員の仕送り額が父母等の収入未満である場合
- ⑥ 国外に転居したとき（国内居住要件の例外に該当する場合を除く。）

被扶養者の異動手続きについて



春は、就職や進学など異動が多い季節です。

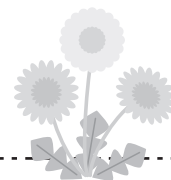
被扶養者が就職した場合は資格の取消、大学などに進学する場合は被扶養者の再認定の手続きが必要となります。

なお、被扶養者資格の取消の手続きが遅れた場合は、遡って資格を取り消すことになり、資格の取消日以降の医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

	令和7年4月の状況	手続きに必要な書類
取 消	① 被扶養者が就職したとき (就職先で健康保険に未加入の場合であっても、パートやアルバイトなどで月額108,334円以上の恒常的な収入がある場合は、資格の取消の手続きが必要となります。)	・被扶養者申告書 ・組合員被扶養者証または資格確認書 ・取消日が確認できる書類 (資格情報通知書の写しや雇用証明書など)
再 認 定	② 高専・短大・大学・大学院へ進学するとき、または在学中のとき(夜間・定時制・通信制を除く。)	・被扶養者申告書 ・在学証明書(令和7年4月以降に発行されたもの)
	③ 専門学校・看護学校・予備校へ進学するとき、または在学中のとき	・被扶養者申告書 ・在学証明書(令和7年4月以降に発行されたもの) ・令和7年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・雇用証明書(収入がある場合)
	④ 18歳以上で求職中・未就労であり無職・無収入のとき、またはアルバイトなどの収入が月額108,334円未満のとき	・被扶養者申告書 ・扶養申出書 ・令和7年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・雇用証明書(収入がある場合)

注1 必要に応じて、上記以外の書類を依頼することがあります。

注2 ③、④に該当する場合は、所得税法上の扶養親族であることが、被扶養者の再認定の条件となります。



令和7年度の任意継続組合員の掛金率が決定しました

任意継続組合員の令和7年度短期(医療)掛金率、介護掛金率が次のとおり決定しましたのでお知らせします。

区 分	令和6年度	令和7年度
短期(医療)掛金率	112.78%	108.895%
介護掛金率	16.48%	14.7%



掛金の額は、任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額(36万円を超える場合は36万円)に短期(医療)掛金率を乗じて算出します。

なお、40歳以上65歳未満の方は、任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額(36万円を超える場合は36万円)に介護掛金率を乗じて算出した額も合わせて納付していただきます。

※ 任意継続組合員の手続き等については、「共済さが」令和6年9月号(No.369)をご確認ください。
共済組合ホームページ<http://www.saga-kyosai.jp/>でもご覧いただけます。

共済貯金の利率引上げ!

令和7年4月1日より

年利 **0.6%**



さらにお得な共済貯金
年利 **0.8%**
(半年複利)

- ☆ 給料天引きだから、確実に増やせます。
- ☆ 積み立ての**中断・復活**や、**積立額変更**もできるから、自分のペースで積み立てができます。
- ☆ ボーナスなどを**臨時積立**もできます。
- ☆ 臨時積立は専用用紙により個人で振込むことができます。
- ☆ **払戻しは月2回**
14日まで共済組合へ提出→28日送金
28日まで共済組合へ提出→翌月14日送金

この機会にぜひ
ご加入ください!

共済貯金 ~臨時積立のご案内~

共済貯金は、加入者のみなさんからお預かりした資金を安全・有利に運用し、高利回りの預金としてご愛用いただいております。
ボーナスや臨時収入のお預け入れにつきましても、ぜひご利用ください。

- ※ 臨時積立は、共済貯金を中断されている方もご利用できます。
- ※ 共済貯金未加入の方は、加入手続き後、臨時積立が可能になります。
加入手続きについては、所属所の共済組合事務担当者にお尋ねください。

市町村共済		貯 払 込 票		テレ為替	
令和7年度		令和7年4月分		円	
金額	¥ 200,000		定例積立金	円	
払込先銀行	佐賀銀行 県庁支店		内 臨時積立金	200,000	円
受取人	氏名	佐賀県市町村職員共済組合			円
	預金種目	普通	口座番号	100847	
依頼人	住所	123-12345		(受領印)	(備考)
	氏名	共済太郎		「住所」欄には、 組合員等記号番号を 記入してください。	
上記金額を払込みました。					
株式会社 佐賀銀行					
(払込人保管)					

★個人で直接の積立も可能

臨時積立の方法

添付の「払込票」を使用し、最寄の佐賀銀行で振込んでください。
振込手数料は組合員負担となります。

金額・回数

金額は千円単位で、上限はありません。
臨時積立は同一月に何度でも可能です。

利息

共済組合の口座に入金されたその日から利息が発生します。

通知

臨時積立を行った月の翌月10日前後に「貯金入金通知書」を送付します。

共済組合は金融機関ではないため、組合員と共済組合の間にはペイオフ制度は適用されません。
そのため、資産運用にあたっては高いリスクを避け、安全第一を心がけて組合員のみなさんが安心して利用していただけるよう努めています。

お問合せ：佐賀県市町村職員共済組合
総務課 貯金係
TEL 0952-29-0334

「佐賀県市町村職員共済組合」職員募集のお知らせ

- ◆ 採用時期 令和8年4月1日
- ◆ 採用予定人員 2名
- ◆ 職種 一般事務

詳しくは「共済組合ホームページ」に6月下旬頃掲載予定
ホームページアドレス <http://www.saga-kyosai.jp/>

